

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷局 (定価第一冊三円四角(税別))

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当り、その
翌日)

目次

- ◇規則 職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県規則第三十七号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則
職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「建築技師」を「建築技師・漁ろう長」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の水産試験場の項中

底務係長
船長
漁ろう長

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年九月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
鳥取県人事委員会規則第三十三号
職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

